

第 67 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた
ソフトバンク株式会社への追加質問及び回答
(着信事業者が設定する音声接続料の在り方関係)

問 この制度（ビル&キープ）の下では、各事業者の契約者数が利益に影響すると思われる。特に、契約者が少ない事業者が不利になると思われる。このような小規模事業者の救済処置は必要と思われるか。

例えば、小規模事業者が多い米国のビル&キープ制度では、ユニバーサル・サービス基金が過疎地の小規模事業者を補助していると聞いています。

(辻座長)

(ソフトバンク回答)

- 接続料の算定方法の分母が相互接続に係る通信量（トラフィック）になっており、トラフィック規模は基本的に契約者数に連動することを踏まえると、ビル&キープ方式はご記載の通り、契約者が少ない事業者が不利に、契約者の多い事業者が有利になるものと考えます。特に移動事業はサービスの特性上、契約者数の多寡に関わらず全国できめ細かなエリア展開が必須であり、大規模な固定費が発生することから、契約者の少ない事業者が不利になると考えております。

契約者が多い事業者にとって有利、契約者が少ない事業者にとって不利になるような制度変更は、健全な競争に悪影響を及ぼすものと考えているため、全事業者一律にビル&キープ方式を適用することは適切ではないと考えます。

接続料の算定等に関する研究会（第 68 回）の参考資料 68－5「(着信事業者が設定する音声接続料の在り方関係)」問 1 でもご回答の通り、あくまでも 2 社間で合意できた場合に導入されるものというような形で、契約者が少ない事業者側でビル&キープ方式を適用するか否かを判断できる状態にしておく必要があると考えます。

また、事業者間協議においては、立場の優位性を活用し、ビル&キープ方式の採択が強制されることがないように留意する必要があると考えます。

なお、「国民生活に不可欠な役務を広くあまねく提供する」という目的のもと、高コスト地域にて役務提供している事業者の提供コストの一部を当該事業者以外の事業者も含め負担するというユニバーサルサービス制度の趣旨からすれば、ユニバーサルサービス基金が契約者の少ない事業者を補助することとはなじまないと考えます。